

ラウンドテーブル・ディスカッション A

## 「ドラッグ問題」の現在と社会学

コーディネーター・司会：佐藤哲彦（熊本大学）

話題提供者：平井秀幸（日本学術振興会）

丹山寛海（東京大学大学院）

山本奈生（仏教大学総合研究所）

本田宏治（龍谷大学矯正・保護研究センター）

### 1. 企画の主旨

近年、日本におけるドラッグ問題については、さまざまな研究領域でその検討が行われるようになった。たとえば、社会福祉学では薬物依存者の社会復帰問題や治療共同体に関して、刑事法学ではドラッグコートの導入論や行刑施設の過剰収容問題などに関して、いずれも活発な議論や提言が行われており、社会医学をふくめた学際的な連携も模索され、また実践されてもいる。

とはいえ、これらの現代的な議論にはおさまらない諸課題もいまだ存在する。それらの諸課題はより以前からドラッグ問題を構成するものとして、むしろ現代的議論の基礎をなし、ドラッグについて思考するさいには欠かせない事柄である。それらは「ドラッグ問題とはどのような問題なのか」という基本的な視座にかかわる諸課題であり、具体的には、ドラッグとマス・コミュニケーション、ドラッグと政治、ドラッグ使用者と家族、ドラッグ使用者とセルフヘルプグループなどの諸課題、したがってより一般的に言えば、ドラッグと社会秩序にかかわる諸課題である。

本ラウンドテーブル企画の主旨は、「ドラッグ問題とはどのような問題なのか」という問いを共有し、これを探究していくことを前提にしながら、社会的パースペクティブから上記の個別課題について概要の紹介と検討を行い、それらをふまえてドラッグ問題にアクセスする社会的思考の独自性とその意義を提示し議論するというものであった。言い換えれば、犯罪ということでそれに対する対処や、病気ということでそれに対するケアなどが中心的に議論される現代的状況にあって、社会的にドラッグ問題を考える意義とその方向性はどのようなものであるのか、あるいは、ありうるのかということ、具体的な課題をもとに率直に話し合ってみるというのが主旨であった。

## 2. 提供された話題について

本ラウンドテーブルでは、上記の主旨にかんがみ、それぞれの領域で研究を積みかさねている研究者4名によって話題が提供された。

最初の話題提供者は平井秀幸氏（日本学術振興会）である。平井氏は、「(私にとっての)薬物使用の社会学」と題し、薬物使用という現象が社会学的な探究課題として格好の題材であるということを、『ダルク』における依存のパラドクスとその合理化を題材に論じた。すなわち、「薬物使用の社会学」とは薬物を通して近代社会を逆照射的に浮き彫りにする社会学的プロジェクトであり、そのプロジェクトは薬物問題への介入実践などの具体的な研究においてあきらかにできるとした。氏は『ダルク』のメンバーに対する比較的大規模な統計調査をもとに、まず第一に『ダルク』のメンバーにおいて「コントロール喪失を自己決定する」というパラドクスが生じていることをあきらかにする。しかしながら、現実にはそのようなパラドクスは顕在化せずに『ダルク』がその機能を果たしている。ということは、そこには脱パラドクスを合理化するようなメカニズムが存在するはずであり、統計調査からすれば、その合理化メカニズムを土台として支えているのが「社会化された保障」であると指摘した。平井報告の論点は、したがって、新たな「社会的」合理性について考えるための材料として薬物使用や薬物問題が重要であるということであり、そこに見られる新たな「社会的」合理性を規範理論的に捉えることができるのではないかという問題提起であると考えられる。

二人目の話題提供者は丹山寛海氏（東京大学大学院・非会員）である。丹山氏は情報社会論を専門としており、今回は「薬物問題にとっての世論と輿論：「薬物に関する世論調査」は「なに」を調査しているのか」と題し、現行の薬物問題に対する世論調査がある種の機能不全に陥っている現状と、そのことが含意する問題点について報告した。氏によれば、薬物に関する世論調査はここ30年以上ほとんど変化していない。それはこれらの調査が世論（popular sentiments）の測定であり、輿論（public opinion）を把握するものではないからであるという。そこで問題は、これら世論調査は規範を測定しているのであって世論を記述しているわけではないということ、また同時にマスメディアにおける薬物問題言説もそれと同型であり、その一方でそれらとは棲み分けるように「〈薬物〉を使用する権利」言説や「〈薬物〉使用マニュアル」言説が流通していることである。このことは、結果的に薬物問題に関する世論調査やマスメディアの信頼性を低下させることになっているのではないかと、そしてその影響力の大きさからいってそのような信頼性の喪失は社会的損失ではないかということが指摘された。丹山氏の指摘が意味しているのは、薬物問題について「思考」することが困難な現状と、そのような現状がもつ問題の根深さであると考えられる。

三人目に話題を提供したのは、山本奈生氏（仏教大学総合研究所）である。山本氏は「英国におけるマリファナの政治：防衛されるべき「社会」とは何か」と題し、2004年にイギリスにおいて実質的に非犯罪化されたマリファナ使用が、政府によって再度犯罪化される方向で検討されてきた過程を題材にして、「政治的なもの」「政治」「社会的なもの」の関係を、そこで展開されている科学的議論や政治的議論など、具体的な言説の構成の仕方の中に見いだそうとするものである。氏によれば、イギリスにおいては議会が薬物問題の調査を委託している諮問組織（ACMD: Advisory Council on the Misuse Drug）があり、2004年の方針転換はその答申を尊重し、世論とのバランスの中で行われたものであった。しかしその後、メディアによるマリファナを問題化する報道や保守党による攻勢などから、政権党である労働党もマリファナ使用の再犯罪化を検討しはじめ、ACMDの勧告にもかかわらず、今年（2008年）に入ってブラウン政権が再犯罪化の法案提出を行うこととなったという。ここでは、ACMDに見られるような科学的コードにもとづいた議論ではなく、「管理されるべき指標」として道徳的コードにもとづいて対象を客体化することによって「政治的なもの」すなわち社会的資源の配分をめぐる議論が行われていることが指摘された。つまり、そのような客体化が「政治」であり、「政治」が「何が社会であるのか」「何が社会に危機をもたらしているのか」という議論を通して、「社会」の境界策定作業をしていることが指摘された。山本氏の指摘は「社会」を所与の前提とするのではなく、またそれも「政治」によって左右されるということ、そのことについて考える必要があるのではないかという問題提起であると考えられる。

最後の話題提供者は、本田宏治氏（龍谷大学矯正・保護研究センター）である。本田氏は「わが子をドラッグ使用者として語ることの問題性：「親」の「突き放し」や「立ち去り」をどのように理解できるか」と題して、日本のドラッグ問題特有のあり方として、問題が私的領域に集約されやすいこと、そしてそのような問題の集約は親にとって自分の子の親でありつづけることの困難さに結実すること、さらにはそのような現状が見過ごされていることについて論じた。氏は薬物依存者を子に持つ親へのインタビューを通じて、親が子供を「病者」として扱う言葉を獲得することで一度は救済を得られるものの、むしろその後、親自身はその言葉を子供との相互作用において使用する困難に直面するとともに、その言葉が自分（親）と子供の関係性を私的領域をより深く埋め込んでしまう現状をあきらかにした。そしてそのように深く埋め込まれてしまうがゆえに、あえて子供を突き放したり、あるいはそこから立ち去るしかないような境遇に置かれてしまう親がいることを指摘し、このような現状は「社会的連帯」や「社会的包摂」が論じられるこんにちにおいてもいまだ見過ごされているのではないかと論じた。本田氏の指摘は、「社会的連帯」や「社会的包摂」が盛んに論じられている現状においても、いまだ「社会」のない状況の存

在をあきらかにするとともに、「社会」に参入しようという努力とその困難さについての問題提起であると考えられる。

### 3. ディスカッションとまとめ

以上の報告をふまえて、まず最初にフロアから出た質問は、コーディネーターを含めて話題提供者が何故このような研究を行っているのか、という端的なものであった。それに対しては、それぞれ話題提供者が各自の研究の発端を述べることとなった。そしてそれらの発端はいずれも、現状のドラッグ問題をめぐる報道や研究への素朴な疑問であり、さらに多少の関心を持って調査を始めたところ、調査開始後に説明困難な状況に直面し、それをなんとか説明しようという努力から始まったものであったこと、などが述べられた。また、嗜癖からの回復を支援する活動に長年携わっている方からのコメントでは、嗜癖者の処遇が刑事的処遇から医療的処遇、医療的処遇からセルフヘルプへと移り変わってきたにもかかわらず、相変わらず嗜癖からの回復が見えないという現状がそもそも問題であり、それをどのように見せていくかということが課題としてあるという指摘もなされた。それに対して、確かにそうではあるものの、そのような実践的課題と同時に実践そのものもつ意味や、それがどのように成立しているのかということについても考える必要があるのではないかと、というコメントもなされた。

上記四つの話題を見わたしても了解できるように、ドラッグ問題への社会学的アプローチは、社会学にとって根本的な問いである「社会とは何か」「それはどのようにしてあるのか」などについて考えるための重要な材料を提供しており、また話題提供者はいずれもそのような視点に自覚的であった。しかしながらこのような根本的な問題構成について議論する時間はなく、その意味で提供された話題を十全には活用できなかったことが悔やまれる。ただし、ディスカッションで出された質問からもうかがえるように、ドラッグ問題への社会学的アプローチはいまだ十分には理解されておらず、その意味ではこれから深く探究されていくはずの課題でもある。本ラウンドテーブルは、そのような研究の存在意義をあきらかにするとともに、その端緒をつける役割を果たしたものとして、企画した意義はあったものと考えられる。

最後に、本ラウンドテーブルに参加して下さった方々に感謝申し上げたい。

記：この原稿は 2008 年 10 月 18 日に開催された日本犯罪社会学会第 35 回大会（専修大学神田キャンパス）ラウンドテーブル・ディスカッションAの『大会要旨集』用に作成されたものです。実際に刊行されたものとは異なっている場合がありますので、注意してください。